



資料 - 1

第202100103409号
令和3年7月29日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



知事許可漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示について
(諮問)

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第3項の規定に基づき、知事許可漁業の公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めることについて、諮問します。

担当

漁業調整担当 吉村

電話：0857-26-7318

ファクシミリ：0857-26-8131

許可又は起業の認可をすべき知事許可漁業の公示について

令和3年8月5日
鳥取県水産課

1 概要

漁業の許可又は起業の認可をする際には、対船許可漁業の継続の許可申請を除き、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数、申請期間等を公示しなければならない。

2 公示内容について

(1) 許可すべき漁業者の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	操業区域
地びき網	地びき網	2	米子市地先

(2) 申請期間

令和3年8月6日から令和3年8月13日まで

【参考】鳥取県漁業調整規則

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業について、許可又は起業の認可をすべき制限措置並びに申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
地びき網	【米子市夜見町地先】 北緯 35 度 28 分 24.17 秒、東経 133 度 18 分 11.27 秒の点から 27 度(真方位、以下同じ。)の線、北緯 35 度 28 分 30.54 秒、東経 133 度 17 分 53.24 秒の点から 27 度の線及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	1
地びき網	【米子市大篠津町地先】 北緯 35 度 29 分 45.87 秒、東経 133 度 15 分 58.2 秒の点から 58 度(真方位、以下同じ。)の線、北緯 35 度 29 分 58.99 秒、東経 133 度 15 分 46.47 秒の点から 58 度の線及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	1

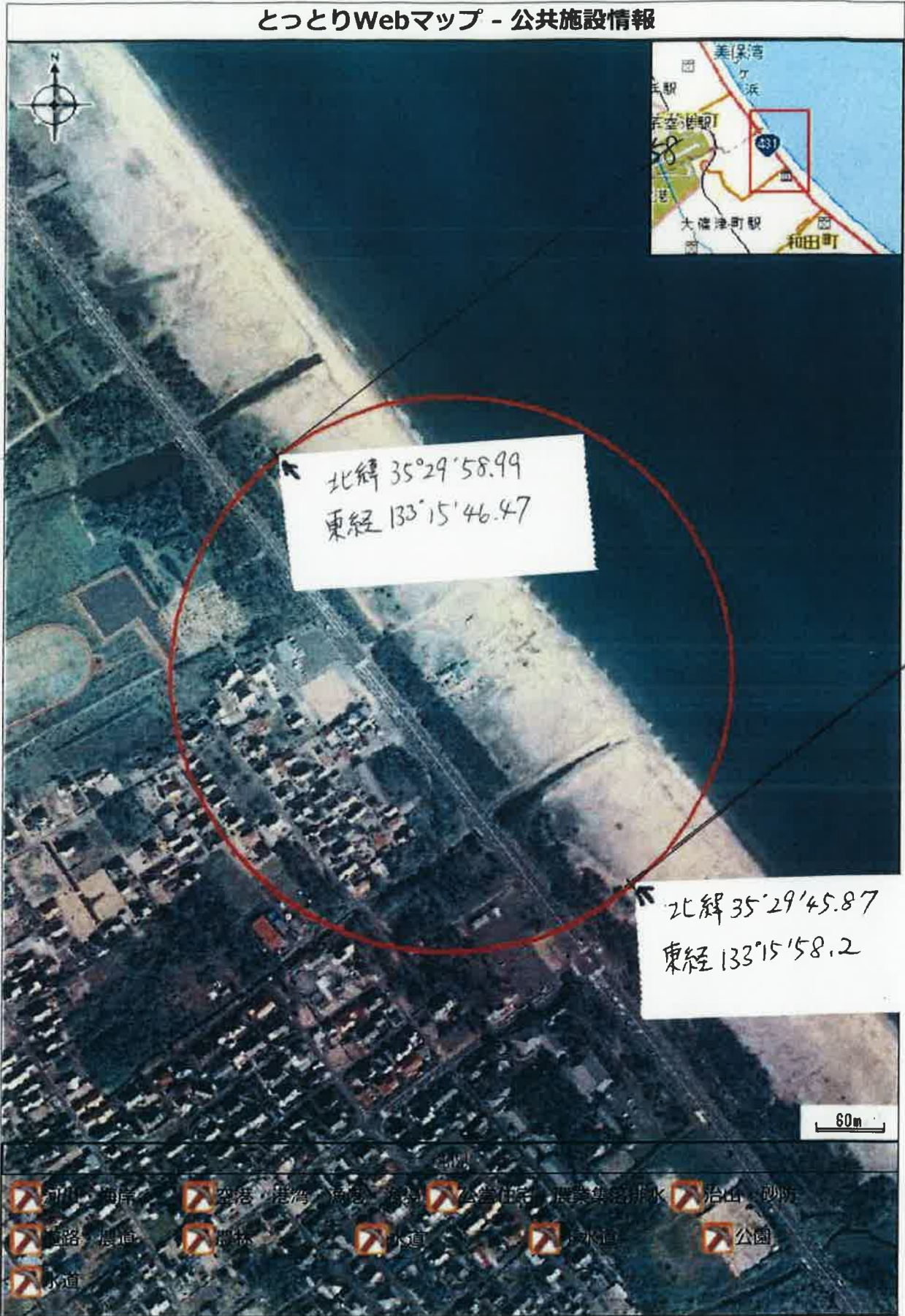
2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年8月6日から8月13日まで

3 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

大館津

とっとりWebマップ - 公共施設情報



印刷日時：2018/05/30 18:43 最終更新日時：2018/03/30 16:38
 Copyright 2013 Pref tottori. All Rights Reserved.

○は浜小屋を中心に半径250mの円。

夜見

とっとりWebマップ - 公共施設情報



美保湾



北緯 35°28'30.54
 東経 133°17'53.24

北緯 35°28'24.17
 東経 133°18'11.27

60m

- 河川・海岸
- 空港
- 港湾・漁港・漁場
- 公営住宅
- 農業集落排水
- 治山・砂防
- 道路
- 農道
- 農林
- 水道
- 下水道
- 公園
- 水産

印刷日時 : 2018/05/30 18:46 最終更新日時 : 2018/03/30 16:38
 Copyright 2013 Pref tottori. All Rights Reserved.

○は 沢小屋を中心に半径250mの円